

「高額療養費特別支給金」のお知らせ

申請書同封

1~3の内容をご確認の上、それぞれの手続きをお願いします。

1. 長寿医療制度における「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◇ あなたは、昨年の75歳になられた月に、長寿医療制度において医療費をお支払いいただきました。今回、一定額を超えてお支払いいただいた分を「高額療養費特別支給金」として支給することとなりました。
- ◇ 「高額療養費特別支給金」の受領には手続きが必要でするので、同封の「高額療養費特別支給金の申請手続について」をご確認の上、申請書に必要事項を記入して必ず同封の返信用封筒を使って返送してください。

《高額療養費特別支給金とは?》

75歳になられた方は、その誕生日には、「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険制度(健保組合・市町村国保など)」の2つの制度に加入されていましたが、それぞれの制度で一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、他の月に比べて負担が増加することがありました。

今回、平成20年4月から12月までに75歳になられた方については、「高額療養費特別支給金」を支給し、その負担を軽減することになりました。

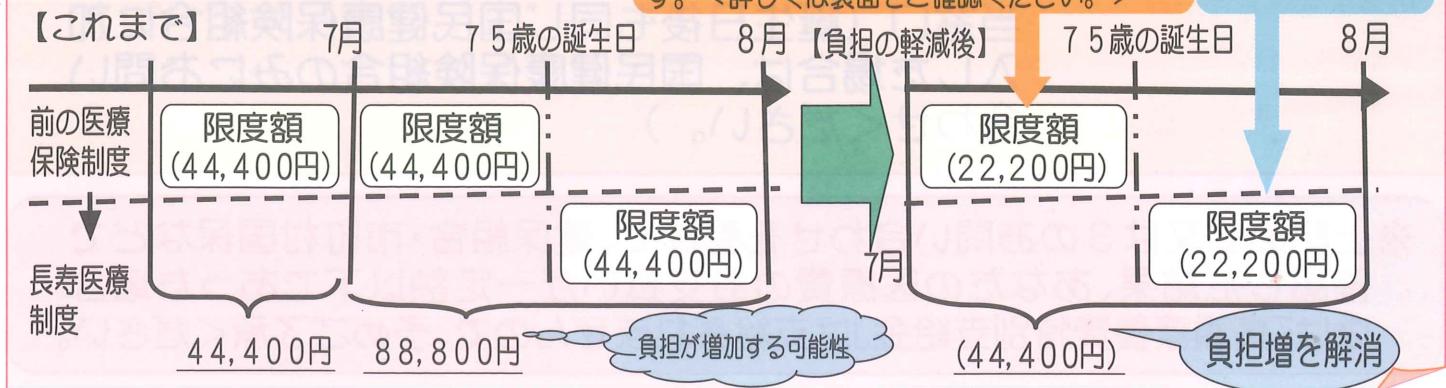
※平成21年1月以降は、誕生日のそれぞれの制度の限度額を半分にする措置がすでに講じられています。



(例)限度額の区分が「一般」(限度額44,000円)の方が、7月に75歳になられた場合

この期間の分についても、誕生日前に加入していた医療保険制度(健保組合・市町村国保など)から支給される可能性があります。<詳しくは裏面をご確認ください。>

今回支給するの
は、この期間の
分になります。



!裏面を必ずご確認ください!

2. 健保組合・市町村国保などにおける「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◆ 75歳になられた月の誕生日までの期間においても、一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、誕生日前に加入していた医療保険制度（健保組合・市町村国保など）から「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。
- ◆ 「高額療養費特別支給金」が支給されるかどうか、**平成21年12月18日までに**、あなたが75歳の誕生日までに加入していた健保組合・市町村国保などにお問い合わせください。

3. ご家族の方に対する「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◆ 以下の方について、あなたが75歳になられた月に一定額を超えて医療費をお支払いされている場合には、「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。
 - ① あなたが被用者保険（健保組合・協会けんぽ（旧政管健保）・共済組合）の被保険者であった場合、あなたが扶養していた方
 - ② あなたが国民健康保険組合の組合員であった場合、あなたのご家族
- ◆ 「高額療養費特別支給金」が支給されるかどうか、**平成21年12月18日までに**、下記までお問い合わせください。
 - ①に該当する方：あなたの誕生日までに加入していた被用者保険及び誕生日後に加入した市町村国保の担当窓口
 - ②に該当する方：あなたの誕生日までに加入していた国民健康保険組合及び誕生日後に加入した市町村国保の担当窓口（誕生日後も同じ国民健康保険組合に加入了場合は、国民健康保険組合のみにお問い合わせください。）

*上記の2又は3のお問い合わせを受けて、健保組合・市町村国保などで確認した結果、あなたの医療費のお支払いが一定額以下であった場合には「高額療養費特別支給金」は支給されませんので、予めご了承ください。